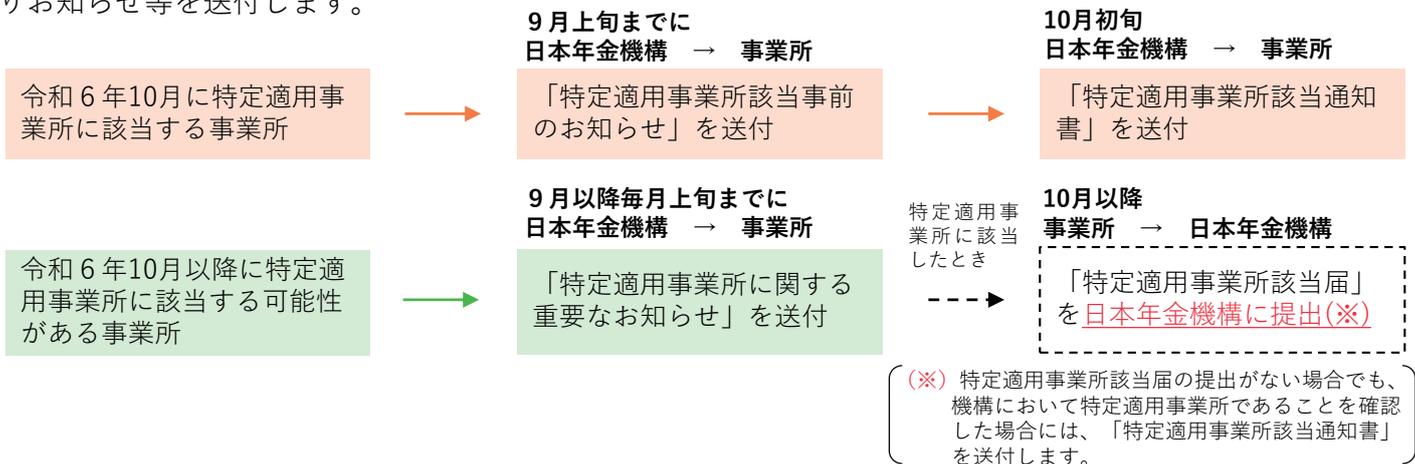


日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者の適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数が**常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大**されます。

この適用拡大の対象事業所に該当する、または該当する可能性がある事業所に、日本年金機構から次のとおりお知らせ等を送付します。



特定適用事業所に該当した事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要となりますので、マイナンバーの確認や扶養家族の確認など、届書の準備をお願いします。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が**20時間以上**
- 2カ月**を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額**8.8万円以上**
- 学生**ではない

日本年金機構のホームページでは適用拡大に関するガイドブックやQ&Aなどを掲載しています。詳細は裏面のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 社会保障協定等で日本の年金制度の被保険者とならない方の届出について

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第52号）」の施行に伴い、令和6年7月1日以降に日本国内に住所を有するに至った方又は適用事業所に使用されるに至った方で、社会保障協定又は社会保障協定以外の国際約束（万博協定等）により、日本の年金制度の被保険者とならない方ご本人（適用事業所において当該者を使用する場合は、適用事業所の事業主）は、「厚生年金保険・国民年金条約等適用者に関する届出書」を届け出るよう努めなければならないとされました。該当する方のお届けにご協力をお願いします。

【届出を行う際の注意点】

- ・届出には協定相手国の公的機関が発行する「適用証明書」の写し、万博参加に係る証明書等の確認書類の添付が必要です。
- ・届出に記載する情報は、住民票情報と同一の記載をお願いします。

【届出様式】

日本年金機構ホームページに「厚生年金保険・国民年金 条約等適用者に関する届出書」の様式を掲載しています。詳細は裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

国民年金第3号被保険者は、厚生年金保険に加入している方（第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合、第2号被保険者の勤務先の事業主または健康保険組合等を経由して「国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届」の提出が必要となります。提出漏れがある場合は、速やかに提出していただくようお願いします。

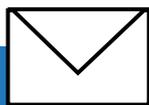
なお、第2号被保険者が全国健康保険協会の被保険者の場合は、「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出することで、被扶養配偶者非該当届の提出があったものとみなされます。

<参考> 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合に必要な届出

被扶養配偶者でなくなるケース	健康保険組合等 (健保組合、国保組合、共済組合)	全国健康保険協会
第3号被保険者の収入が基準額以上に増加したとき	被扶養配偶者非該当届(※)	被扶養者(異動)届
離婚等により生計維持関係がなくなったとき	被扶養配偶者非該当届(※)	被扶養者(異動)届
第3号被保険者であった方が、就職して第2号被保険者に該当したとき	届出不要	被扶養者(異動)届

※被扶養配偶者非該当届は、「国民年金第3号被保険者関係届」により届出してください。

本年度も「算定基礎届」の提出にご協力いただきありがとうございました。なお、**提出がお済みでない場合はお早めにご提出**ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いします。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>